

第8回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成19年10月9日（火）午後2時～午後3時10分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

3 出席者

○ 委員等（敬称略）

委員長 鬼迫 明夫（弁護士「なにわ共同法律事務所」）

委員長代理 松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））

委員 坂口 勝治（大阪南部たばこ商業共同組合 理事長）

〃 西岡 義治（大阪市PTA協議会 会長）

〃 西田 賢治（大阪商工会議所 常務理事 事務局長）

〃 森田 昭信（大阪市地域振興会 会長）

○ 大阪市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部業務企画課長代理）

ただいまから第8回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

早速ですが、本日の出席状況のご報告をさせていただきます。現在のところ、欠席のご連絡をいただいておりますのは、花嶋委員でございます。また、西岡委員もまだ来られておりませんが、たぶん遅れて来られるということで、時間の都合もございますので、先に進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま報告をさせていただきましたように、委員7名のうち5名の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は5名です。報道関係者3社の取材も入っておりますことを、合わせ

てご報告をいたします。

お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいまから第8回の委員会を進めてまいりたいと存じます。皆様のご協力を得まして円滑に議事を進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

本日はテレビ大阪、世界日報社の2社の傍聴がございまして、テレビ大阪のほうからは撮影許可願いが出ておりますので、許可をいたしたく存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、テレビ撮影について、どうぞ進めてください。

世界日报社さんも撮影の許可を求めているようでもありますので、合わせて許可をしたいと思いますが、よろしゅうございますね。

議題に入ります前に、事務局から、前回の委員会から今日までの活動の状況等についてご報告があるということでございますので、まずそのご報告をお聞きしたいと思います。よろしくごお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

(「第8回大阪市路上喫煙対策委員会 参考資料」説明)

(鬼追委員長)

前回から本日までの状況についてご報告をいただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

逃げるのは、走って逃げちゃうんですか。あるいは、自転車に乗ってる人が逃げるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

自転車の人も逃げましたし、非常に速い勢いで交差点をあっちのほうへ渡って逃げた方とか、指導員が追いつけないほど急いで逃げ去ったということでございます。

(鬼追委員長)

もともと指導員の方は、年配の方が多いでしょう？

(事業部業務企画担当課長)

はい、60は超えています。大阪府警を退職してからですから。

(鬼追委員長)

皆さんのほうで、何かご質問ございませんでしょうか。ご感想でも結構です。

(森田委員)

テレビで課長が出られた時に、何か御堂筋を西のほうに逃げた人がおりますな。横断歩道を。

(事業部業務企画担当課長)

はい、あれがたぶん第1号です。

(森田委員)

逃げるのを追いかけてはりましたな。

(事業部業務企画担当課長)

指導員も、極力追いかけるようにはしておりますけど。

(松本委員長代理)

この数字を見る限り、確実に成果が上がってきているということで、非常に望ましいことだと思いました。その一方で、今後、悪質違反者をどうするかが問題になってくるでしょう。こういう路上喫煙禁止制度を設けると、おそらくは他都市においてもそうでしょうが、コンプライアンスの意識がノーマルな人が路上喫煙をされなくなる反面、逆に悪質な違反者が目立ってくるのではないかと推測しています。

この悪質違反者の開き直りを放任してしまいますと、制度そのものの信頼性が低下するのではないかと危惧されます。今後は他都市とも連携しながら、こういった悪質違反者に対してどうするかということを考えていく必要があるのではないかと感じました。ここはノウハウを蓄積して、さらに他都市と連携して、どうするかを具体的に考えていかないといけないのではないかと思います。

(鬼追委員長)

場合によったら、巡回指導員の方にこの委員会に来ていただいて、いろいろ参考意見を述べてもらうというようなことも考えなければいけないかもしれませんね。それは事務局で視野に入れていただいて、他の都市で悪質違反者に対してはどのような対応をしておられるか、あるいはそれに警察が関与されることはないのだろうとは思いますが、警察の関与を求めるようなケースがあるのかなのか、そのこと自体がいいかどうかということももちろん議論の対象にはなりますけれども、いろんな情報を集めておいていただければと思います。

まだ実施して2週間たたないわけですから、それについての具体的な議論をするにはまだ少し早いだらうと思いますが、おそらく何カ月かの状況を見て、その上で考えなければいけない場合が来るかなあという感じがいたします。

(西田委員)

10月1日の数字に比べて、2日以降、劇的な減少になっておりますので、これを見る限り、非常に大きな効果があったなと思えるわけでございますけれども、特に1日以降、特別のPRとか徹底した周知の方法をなさっておられるのか、その点をお聞きしたいと思えます。

(事業部業務企画担当課長)

私どもとしての周知方法は、前回は申し上げましたように、9月末から10月にかけていろいろとやっております、例えば巡回車を走らせて音で啓発するとか、地下鉄の車内のアナウンスであるとか、いろいろやっておりますけれども、この1日に特徴的なのは、報道関係の取材が非常に多ございまして、1日だけで関西のテレビ局はもちろん、東京のテレビ局も2局、その後、別の日にもう1局来られまして、非常にたくさん報道されたということが事実としてございます。

それから、これは指導員の間での話、感覚と合わせてですけれども、1つは、それで初めて知られたという方もあるかもしれないけれども、もう1つは、ご存じだったけれども、本当に大阪市が1,000円の過料徴収をするのかどうかというところが半信半疑といいますか、都市によっては、罰則規定はあるけれども実際の過料徴収はされていない都市も大分ありますので、そういう方もおられたのではないかと。だから、1日には、まったくご存じでないという感じでもないけれども、路上喫煙をされた方もおられたということですので、そんなことが考えられるという意見もございました。

(坂口委員)

私、こちらの会場まで大阪駅から徒歩で来ました。喫煙設置場所等を見てまいりましたが、東西に2つありまして、御堂筋側、要するに東側のほうに吸殻が20個ほど、西のほうに10個ほどありました。今も言いましたように、3連休にもかかわらずきれいにしてきておりますので、よかったなあと思っております。

(鬼追委員長)

また他の機会でもこの問題についてご意見等を述べていただくことになると思いますが、少し進行したいと思っております。前回は議論いたしました重点啓発推進地区について。前回の議論を委員会資料にまとめていただいておりますが、それも含めて事務局からご説明いただきます。

(事業部業務企画担当課長)

(「第8回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

ただいま重点啓発推進地区とそれに関連する事項についてのご説明を頂戴したわけですが、私も不勉強で知らなかったのですが、このまち美化パートナー活動団体というのは、ポイ捨て条例に何か定めがあるのだそうでありまして、この資料に出ておりますように93団体が現在活動なさっております。そういうことを今日うかがいました。

これはまったく私見でございますけれども、路上喫煙とポイ捨て条例、ポイ捨て条例は範囲がかなり広い、たばこだけに限りませんけれども、まちの美化とか衛生とかそういうことに関連するのだらうと思いますが、これと少しリンクさせたような考え方があれば、双方ともに実効性を保てるのではないかなあと考えられるのでございますけれども、そういったことも我々の議論の視野に入れてもいいのではないかと考えておりました。

と言いますのは、今日、この資料を配付していただきましたのは、こういう団体によって今後の重点啓発推進地区の進め方について何かヒントみたいなものが出てこないかなあということもございましたものですから、資料を配付していただいたわけでございます。

それともう1つは、皆さん方、お手元にお持ちでないかもわかりませんが、ポイ捨て条例は平成7年に施行されておりますが、すでに12年の歴史を持っている。これを強力に推進しようという運動がこれまでにあったのかなかったのかについては、よくわからないのですが、目的とするところ、目標とするところは、我々の委員会とあまり変わらないようにも思います。もちろんそれぞれの守備範囲は違うのですけれども、重なり合う部分もあるのではないかな。だから、ポイ捨て条例をもっと強力に全市を挙げて、あるいは全市民を挙げて運動が進んでおれば、ひょっとしたら路上喫煙対策防止条例なんて、いらなかったかもしれないというふうに思われるぐらいです。そういう意味では、ポイ捨て条例も少し勉強して、我々の委員会、あるいは我々の委員会の根拠になっている条例と、リンクさせるようなところがあるのかないのかということも考えてみたいなと思っております。

余計なことを申しましたけれども、事務局からの啓発推進地区のご説明について、ご質問でもご意見でも何でも結構でございますが、うかがいたいと思っております。

なお、皆様方ご承知のように、委員会は次回が11月22日ということになっております。私は、この重点啓発推進地区に関する答申については、できるだけ早く出したほうがいいのではないかと考えております。喫煙設備の設置、あるいは過料徴収の実施と進行してきておりますが、重点啓発推進地区に関する考え方も早く出して、言い方が適切かどうかわかりませんが、畳みかけて我々委員会のほうから情報を発信し、行政当局のほうでそれについての施策を具体化していただくということが、この運動の機運をさらに一層進めるということになりはしないか。来年でもいいわということになりますと、少し中だるみ的なところが出るのではなかろうかと思えます。

したがって、前回でご議論いただいたこと、それから本日ご議論いただくこと等については事務局でまとめていただいて、次回にはその考え方で答申書の骨子のようなもの、たたき台のようなものをまとめていただいて、それでまた次回、いろいろご議論いただいて、次回で答申書の中身が確定するぐらいのつもりでしていただいたほうがよくはなかろうかと、このように実は思っております。

事務局のお考えをうかがいますと、何でも物事をやるためには予算措置というのが必要なのだそうです。特に予算を伴わないでもできることはありませんか」と私はうかがっております。仮に私どもがこの問題について答申をした、それを市のほうでもご採用になるということになりますと、お金がかからないでできることも何かきっとあるはずなので、重点啓発推進地区に関するその種の活動というものに着手できるのではないかと。あるいはまた、準備段階といいたいまいしょうか、そういった活動もできるのではないかと考えておりますので、そういった点にもひとつ問題を広げていただいて、お考えをうかがいたいと思っております。皆さんからのご意見をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございまいしょうか。

(松本委員長代理)

今、委員長がおっしゃいましたことに対して私も賛成でございまして、できるだけ早くに答申案をまとめたほうがいいのではないかと考えます。

この重点啓発推進地区の仕組みというのは、大阪市と地域の協働を基本とする仕組みだろうと考えるわけですが、こういった仕組みについては、すでにご説明あったまち美化パートナー制度といった先例もありまして、その具体的な経験から学ぶことも多いのではないかと。他方で、今回のこの重点啓発推進地区がまち美化パートナー制度とまった

く同じものになるかどうかについては、必ずしもそうは言えないだろうと思うわけでありまして、同じように運用できる部分と、それから異なる部分がある。本来であれば、大阪市の方針の統一的なイメージを明確に形成して、その明確なイメージのもとで具体的な地域指定をすることができれば一番望ましいと思われましても、そういった明確な統一イメージを待っていると、おそらくかなり時間がかかるのではないかと思います。

むしろこれまで運用されてきたまち美化パートナー制度の経験とか、その他の事例に学びつつ、一定のある程度明確化された統一的な方針のもとに、若干の地域を具体的に指定して、そういった具体的な指定のあった地域において、具体的な経験を集積していく。そして、それを統一的な方針の形成へとフィードバックしていくのが望ましいのではないかと考えます。

そういう意味では、最初の段階ではあまりたくさんの地域を指定するのではなくて、2、3の地域を指定してみて、そこでの経験を蓄積していく。その上で大阪市の統一的方針をさらに明確化していくというふうに、運用の中でよりよい仕組み、よりよい制度を形成していくのが、おそらく今取り得るベストな方法ではないかと考えます。

(鬼追委員長)

ほかの委員の方、いかがでしょう。

ポイ捨て条例というのは、対象地域は大阪市全域ですか。

(事業部業務企画担当課長)

条例としては全域です。ちょっと補足で、ノーポイモデルゾーンそのものは、ポイ捨て条例に基づくまちの美化施策の一環としてやっておりますけれども、これとは別に廃棄物条例がございまして、その段階でポイ捨て条例ができる前からノーポイモデルゾーンというのをつくっていて、ノーポイリーダーズという別の活動もやったりしておりました。

(森田委員)

大阪市全体の重点啓発推進地区を決めるについて、私、個人的には、市地域振興会、区地域振興会、各連合町会、町会の意見をまとめながら、決めていかれてはどうかという考えを持っております。今後、そのような会議の中で、この重点推進を進めていただければ

結構かと思しますので、よろしくお願いします。

(鬼追委員長)

今まで、森田会長がおっしゃったような組織、団体等に、いろいろ意見を聞いてらっしゃるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

この件については、地域振興会のご意見をまだ聞いたことはございません。

(鬼追委員長)

これは、性格上、各団体、組織が一斉にヨーイドンでなくても、順次スタート、ショットガン方式でも別に構わないと思います。要するに、その条件が整ったところからスタートしていくということでも一向に構わないと思います。森田会長のご発言のように、市のほうから振興会の意向を聞くとか、いろいろ聞いていただいて、全体を待ちましようというのではなしに、条件が整ったものから進めていくという発想が大事ではないかと私は考えております。

事務当局でそういうご議論は今までございましたか。振興会等にいろいろご意見を聞いてというような。つまり、これまでの組織をいかに活用させていただくかということですよ。

(事業部業務企画担当課長)

前回ちょっと申し上げましたけれども、制度ができましたら地域振興会のほうへご案内を差し上げて、各区でもご意見を聞いていただいて、全部やるのではなくて、その中で「うちは必要だ」というところがあったらと、そういうことは以前から考えておりますが、全体の仕組みづくりの中でのご意見の聞き方については、これから考えさせていただきたいと思っております。

(鬼追委員長)

5ページをご説明いただいたのですが、私、具体的なイメージがもうひとつぴんと来ない

んですけれども、「再開発エリアでのマナー啓発の取り組みとして、路上喫煙防止対策も検討している」というのは、具体的にはこういったエリアのことを言われるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

具体的な場所までは、公開の場ではということがありましたので、差し控えさせていただきますけれども、エリアとして都心部などでいくつかあると思いますけど、再開発的にビル群を建てていって、そこに新しいビルが一斉にできる。場合によってはホテルがあるところとか、劇場があるところとか、集客的なフロアのあるところとか、あるいは学校やオフィスビルがある。そういうエリアがいくつか大阪にはございまして、このヒアリングしたところもそういうところの1つですけれども、そういうところは、新たにビルをつくったので、全体の協議会という組織が大体あって、そこでオフィス町内会的にやっていくことを議論されている。その中で、この路上喫煙対策というのも大事だなあという議論になってきたと。そういう時には、面的に管理されているので、表示の問題とか喫煙設備の問題とか、そういうハードの整備が比較的容易であるという特徴がある。そういう意味で、一定エリアを新たに再開発されたようなエリア、そんなイメージでいくつかその汎用性があるのかなあと考えております。

(松本委員長代理)

まち美化パートナー制度の活動団体というのも非常にバラエティーに富んでおりまして、いわゆる地域団体と言っていいような例えば町会もありますが、一方で地元企業とか学校といった、地域というよりは1つの組織、会社といったものがこの活動団体の中に含まれています。まち美化パートナー制度において連携するパートナーは随分と多様である。おそらくこの重点啓発推進地区もそうだろうと思うわけですし、狭い意味での「地域団体」に限定されているわけではないだろうという気がいたしました。

ただ重点啓発推進地区の場合は、まち美化パートナー制度と違って、パートナーとなる相手方というのは、課長がおっしゃいましたように、一定の面といいますか、一定の領域を管理しているところが相手になるのでしょう。その管理された一定領域を重点啓発推進地区に指定するわけですね。その意味で、まち美化パートナー制度とは若干異なる面が出てくるのかなあと考えた次第です。

(鬼追委員長)

93団体というのは、条例ができて、どれぐらいの間にこの団体が名乗りを上げたんですか。最近でも増え続けているのでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

ちょっと今、手元にその資料はないのですが、もともとまち美化パートナー制度というのは、最初に私どものほうでノーポイモデルゾーンを指定して、そこは人が集まってポイ捨ても多い地域として予め限定しまして、そこでお掃除していただける方は地域の外の方でも来ていただくということで、平成12年10月に1回目の指定をいたしました。それは、例えば梅田とか本町とか難波とか鶴橋、上本町、天王寺、十三、京橋、そういう本当の繁華街をまず指定させていただきました。

第2弾としまして、平成16年10月に、各区の中でターミナル的なところとか交通の乗り降りの激しいところを指定して広げさせていただいたということで、エリアを2回広げておりまして、いつの時点でいくつになったかという数字は手元にないですけども、かなりエリア内では十分に団体が活動していただいております、そのエリア内では概ね横ばいということになっております。

(鬼追委員長)

ご承知のように、ここ数年来、企業のCSRとかいうことが会社経営の1つの大方針になって、特に大手企業はそうですが、社会的責任だということで、いろんな活動をしなればいかんと。自覚的にそういう方向に向いていますね。地域の美化とか、こういう喫煙問題もそうかもしれませんが、企業のCSRなんかにも乗っていけるテーマだと思います。その割には大手企業の参加が少ないなあとあって、今、拝見してたのですが、そのあたりを特に開拓しておられるのかどうかということがわからなかったものですから、お尋ねしたんですが。

(西田委員)

ここで検討する課題としては、重点啓発推進地域をどこにするのかということと、その推進組織をどこにするのか、この2つの問題があらうかと思います。基本的には、この問題に

つきましては地域の主体性を尊重するということが前提でございます。資料の4ページにもございますが、地域指定の要件とか、あるいは行政として関与できることは、せいぜいこの程度ですよという基本的な事柄が大体決めてあるように思いますので、この条件のもとで、それぞれ自主的に取り組んでいただけたところに、まず手を挙げていただく。その上で、いろいろ出てきましたものを、いわゆる隣接地域等は1つのある程度のゾーンにしてまとめる。さらに、手を挙げた組織についても、その地域の中で複数ある場合には、連携が可能かどうか。できるだけ連携をしていただくような調整をして推進組織を決めていくというアプローチが、現実には非常に実現可能な方法ではないかと思います。この点も考えられてはどうかと思います。

(鬼追委員長)

おっしゃるとおりだと思いますね。そうしますと、今日の段階では、事務当局のほうでまとめていただいた第7回委員会のまとめの中で、特にご異論のある部分があれば、またご意見いただきたいと思いますが、大体こんなようなまとめ。

それから、今日いろいろご発言いただきましたが、まとめた結果が次回に出ますけれども、そういったことを踏まえてたたき台をつくるということについて、今日、大体大綱を決めておけばどうかと思っております。このまとめでよろしいでしょうか、どうでしょうか。特に4ページの地域指定の要件、行政の関与というあたり、特にその前にも出てまいりますけれども、行政と重点地区とのかかわり方ですよね。出すぎず控えすぎず、そんなような姿勢が望ましいというあたりをベースにして議論を展開したらどうかと思います。

(西田委員)

この地域指定の要件の中で「地域の明確性」をうたってあるわけですが、これはこれで非常に結構なことだと思いますが、例えば地域の広さといいますか、サイズといったものも、ある程度要件として定めておく必要があるのではないかと思います。あまりにも細分化されますと、行政のほうで活動を支援されるのもなかなか大変かなと思いますので、ある程度の広がりをおそらくとも最小単位として考えていくという検討が必要ではないかと思います。

(坂口委員)

皆さんご存じのように、大阪市には24区がございまして、我々たばこ商としまして、24区各行政区のたばこ会がございまして、美化活動等を行っております。禁止地区が御堂筋ということで、指定場所は1カ所ということでございしますが、これから先、喫煙場所等を置いてもよいということになりましたら、それは見ていただいて、重点啓発推進地区ということでございしますが、まず御堂筋の経緯を見ながら、このお話を進めていただければありがたいと思っております。

(鬼追委員長)

事務当局においては、この委員会に「この地区を指定する」というようなことを期待しておられるわけではなく、重点啓発推進地区についての考え方がどうなのかということをお願いしていらっしゃるわけですね。

(松本委員長代理)

まだ十分に考えがまとまらないので、やや拙速な発言になるのですが、今、西田委員からご発言のありました地区のサイズの問題ですね。私も、おそらく指定される地区はそんなに広大な地域にはならないのではないかと考えております。

と言いますのも、今あがっております地域指定の要件の3番目の「地域の明確性」と、4番目の「地域の主体的姿勢」ですね。この2つを考え合わせると、地域が一定の枠づけられた領域の中で主体的に取り組むというのは、結局のところ、その地域に対してある程度管理的な権限を持っているということが前提になっているのではないかと思います。そうだとすると、そんなに大きな領域を管理しているところはちょっと考えにくいと思います。ですので、地区のサイズはそんなに大きくならないだろうと。

ただ、サイズを予め定めておくということが、果たして望ましいのかどうかについては、やや不安がございします。大体決まってくるだろうという気はするのですが、予め定める必要まではあるかなあというのが、まだちょっとよくわからないところでございします。ただ、一定の団体や組織が主体的に取り組める場所的範囲というのは限られてくるのではないかと考えます。

(西田委員)

地域に関連して言うと、これは広がりとかいうことではないですが、例えば学校の登下校路といった場合には、線的には随分長くなるわけですね。私が思いますのは、例えば小学校があって、そちらの登下校路がもし指定されているようであれば、そういったところは重点啓発推進地区になってもいいのかなという感じはいたしますけれども、そういう場合に、たぶん主体とすれば相当いろんなところが複数でかかわってくるのかなあという気がしますので、これも今後の検討課題ではないかと思います。

(鬼追委員長)

地域の主体性を尊重してやっていくという考え方によりますと、今おっしゃるような通学路なんていうのは、校区といたしましょうかね。大体、小学校は校区がありますね。そうすると、PTAとか育友会とか、そんな組織があって、おそらく登下校の関係である程度管理していると思います。その役員さんがそれぞれ当番を決めて、どうしましょう、こうしましょうと。ただ、そういう管理可能な組織を持っていないと、なかなかこれは難しいかなと。だから、物理的なスペースだけでは論じられないことであって、そういう管理性の高い組織があるのかなのか。商店街もこのうちの1つだろうと思いますけれども、そういったことなども考え合わせて、大体この地域ということが決まってくるのかなあという感じがいたしますけどね。

このまち美化パートナー制度、資料を拝見しますと、いろんな組織があって、これと路上喫煙とはもちろん違いますけれども、案外、活用次第でいろんなところに動いていただける可能性があるのかなという感じがしますね。

ほかに重点啓発推進地区についてのご発言がなければ、喫煙設備についてご説明をいただいて、その後で重点啓発推進地区に関するご発言をいただいてももちろん結構でございますので、先にそれをやっていただきましょうか。

(事業部業務企画担当課長)

それでは、先ほどの資料の続きでございます。6ページをご覧ください。

喫煙設備についてということで、委員の皆様には、時期の関係で資料送付をさせていただきましたけれども、その中にご報告させていただきましたように、2カ所。うち1カ所は、

大江橋北。ここは、すでに10月1日から供用開始いたしました。場所は、大江橋北詰の西側、これは公園用地になっておりまして、御堂筋に隣接しております。そこで大型灰皿4台とメッセージボード4枚ということで、めくっていただいたら写真がございます。これも資料送付させていただいたとおりでございます。

難波の設備につきまして、10月下旬というふうにお話しさせていただいていましたけれども、今晚から工事が開始できることになりまして、何か特段の事情がなければ10月30日中には供用を開始できる見込みでございます。工事のこれからのスケジュールがございますけれども、そういう予定でございます。場所につきましては、難波の高島屋前、バスターミナルのある島のようなエリアでございます。こちらはちょっと大きくて、灰皿が10台と、それからメッセージボード6枚の予定でございます。

8ページがそのメッセージボードでございます。路上喫煙禁止地区がどこであるかということであらわしたものでございます。9ページは、路上喫煙マナーの向上を訴える啓発ボードでございます。難波の場合、ボード数が多いですけれども、同じようなコンセプトで、1つは路上喫煙喫煙禁止地区の周知のための表示をいたしますけれども、それ以外はマナー向上のための表示をさせていただく。これはJTさんから寄付をいただきますので、JTさんの公共的な啓発のボードを付けていただくという方向で、今、お話を進めているところです。喫煙設備については以上でございます。

(鬼追委員長)

私も拝見してきたんですけれども、御堂筋からは、ちょっとわかりにくいね。一見、マナースポットだということがわからないね。東西の道路からはわかるけれども、御堂筋の側からはわかりにくい。ほとんど何のための施設かということ、施設かどうかともわかりにくいというような状況ではないかなと思いました。

ちょうど私が行った時には、2人利用しておられました。割と清潔な感じだったですね。知る人ぞ知るという感じです。

(事業部業務企画担当課長)

今、御堂筋に禁止地区の看板を100mに1つずつ付けて、これからちょっと大きい看板も付けるんですけれども、看板の中にシールで喫煙設備の場所を明示するようなことも、今、

検討しております。

(松本委員長代理)

おそらくは景観の問題等もあって、あまり派手な設備はできなかったのではないかと想像いたしますけれども、私の感想としては、この設備が「マナースポット」となっているのは、非常にいいかなと思いました。他地域ですと、「スモーキングエリア」というふうに非常に直接的な表現になっています。私たちの考え方からいくと、ここは「マナースポット」でありますので、そのような名称になったのはよかったのではないかと考えています。

(鬼追委員長)

それが、東西の道路からしかわからないんですよ。「マナースポット」というのが読めないんですね。御堂筋を歩いて限り、わからない。

それと、難波のほうは「マナーステーション」となっていて、こちらは「マナースポット」。それはやっぱり大きさの違いで、そういう違いなんですか。

(事業部業務企画担当課長)

そのつもりでございます。

(鬼追委員長)

先ほど申し上げましたように、次回には重点啓発推進地区に関する当委員会の考え方についてのたたき台を事務局でまとめていただいて、事務局も大変お忙しいとは思いますが、次回前にもしできあがりしましたら、お送りいただいて、各委員の皆様方にお読みいただいた上で委員会にご出席いただいて、いろいろご議論をいただくというふうにしていただければ、大変ありがたいのですが、大丈夫でしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、承知いたしました。

(鬼追委員長)

本日の議題には一通り全部触れていただきましたけれども、事務局から、特に何か補足あるいは追加してご説明になることはございますか。

(事業部業務企画担当課長)

特にございません。

(鬼追委員長)

皆さんのほうはいかがでしょう。今のような進行の仕方でもよろしゅうございますか。

それでは、次回には重点啓発推進地区についての考え方の答申をまとめるべく、皆さんにも事前に配付されることになると思いますので、お読みいただいた上でご出席いただいて、ご議論を賜りたいと存じます。

本日は、大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。以上をもちまして閉会いたしたいと思えます。次回は11月22日午後2時から、この場所でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

本日は、委員の皆様方には、長時間にわたりまことにありがとうございました。先ほど委員長からもございましたように、次回は11月22日木曜日午後2時から、市役所のP1会議室において開催させていただきたいと思えます。次回も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。